

乙第4号証の2

改正地方制度資料 第2巻

日本図書センター

凡 例

一、本書は、一九四七—一九五五年に刊行された『改正地方制度資料』（全11冊）を底本とし、全2回配本、全14巻で複製するものである。

一、第1回配本の底本は以下の通りである。

- 第1巻 内務省編『改正地方制度資料 第一部』内務省、一九四七年
 - 第2巻 内務省編『改正地方制度資料 第一部』内務省、一九四七年
 - 第3巻 内務省編『改正地方制度資料 第二部』内務省、一九四七年
 - 第4巻 内務省編『改正地方制度資料 第三部』内務省、一九四八年
 - 第5巻 内務省編『改正地方制度資料 第四部』内務省、一九四八年
 - 第6巻 地方自治庁編『改正地方制度資料 第五部』地方自治庁、一九五一年
 - 第7巻 地方自治庁編『改正地方制度資料 第六部』地方自治庁、一九五一年
- *第1、2巻は、『改正地方制度資料 第一部』を分冊したものである

一、複製は、それぞれの底本の厚から裏付までを厚寸で取めた。

一、本書中の印刷不鮮明な箇所や明らかな誤植と思われる箇所がある場合も、底本通りとした。

一、本書中に不適切な表現がある場合も、学術資料としての性格上、底本通りとした。

*第1巻のページより録ぐ

○都政府委員 町村會ニ議案ヲ付議サレマス場合ニハ、概ネ町村長方議案ヲ致シマス、其ノ外ニ議員ノ議案ニ依リマス場合ニハ議員ガ議案ヲ作成致シマス、サウシテ此ノ場合ニハ住民ノ議案ノ制定ノ請求ヲ認スラレテ居ルマスカラ、住民方請求ノ際ニ持ツテ参リマスモノヲ原案ト稱スルノデアリマシテ、唯是ガ形式的ノ過失等ガ、或ル場合ニハ斯ク云フ請求ノ際ニハアウラウト思ヒマスノデ、趣旨ニ反シナイ限リ町村長方之ヲ修正シテ付議致ス、斯ク云フコトニ致シテ誤デアリマス

○小野(眞)委員 其ノ次ハ七十四條ノ三デアリマス、一町村會ニ於テ町村長不信任ノ議決ヲ爲シタルトキハ町村長ハ内務大臣ニ對シ町村會ノ解散ヲ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ府縣會ガ府縣知事ノ不信任ヲ決議シタ場合モ、解散ハ内務大臣ノ權限ニ屬シテ居ル、町村會ノ場合ニモ是亦内務大臣ニ權限ヲ與ヘルト云フコトヲナシニ、町村會ノ不信任決議ヲシタ場合ニハ、之ヲ府縣知事ニ解散權ヲ與ヘルコトガ相應ハシイノデハナク思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ

○都政府委員 解散ト申シマスモノハ、當該ノ決議機關ノ構成ヲ解消致スモノデアリマシテ、是ハ事柄トシテ極メテ重大デアリマスノト同時ニ、全國的ニ或ル程度廣イ視野ヲ創斷サルナクレバナク場合ガ多クデアリマス、今マ

デノ解散森山等ニ付テモ、左様ナ駐ノ精慮サレル場合ガ多クデアリマス、丁度國會ノ解散ガ事實總理大臣ノ奏請ニ依ツテ行ハレルモノデアリマスケレドモ、天皇ニ屬シテ居リマスヤウニ、是ハ廣イ全體ヲ見ヤシク立場ニ於テ決定致スコキガ必要デアルト云フコトデ、今マデモ内務大臣ガ解散ヲ致スヤウニ相成ツテ居リマス、其ノヤウナ意味合ニ於キマシテ、請求ノ場合モ、對象ハ内務大臣トシテ居ル譯デアリマス

○小野(眞)委員 是ハ私ハ重大ナ問題タト思フノデスガ、今マデノ府縣知事ハ官吏デアリマシタシ、是ハドウデモ宜カクツクデスガ、是カラノ府縣知事ハ公選アレク知事ヲゴザイマシテ、官吏ニナルカ公吏デアルカハ則ト致シマシテ、現ニ何其ノ府縣ノ住民ノ絕對信任ヲ帯ビテ現ハレテ來タ知事デアリマス、隨テ官吏デアル内務大臣ニ此ノ權限ヲ持タスコトガ時勢ノ本旨ニ通フカ、公選サレタ一此ノ間申ノ大臣ノ説明ニ依リマス、民主性ニ當ラダ共ノ長官ニ、府縣知事ニ權限ヲ與ヘルカト申シマス、私ハ何レノ町村會ニ於キマシテモ、府縣知事ニ任ツテ解散ヲ命ゼラレルガ、寧ロ善シク之ヲ受テ得ルト云フ感シク持ツノデキナイカ、斯ク云ツク義持ヲ持ツテ居リマス、内務大臣デアルト云フコトガ今マデノ府縣知事ニ比較シマシテ適當デアルカモ知レマセスガ、繰返シテ申シマスルガ、知事ノ場合ハ、

九 其の他の参考資料

(ロ) 地方制度改正関係答辯資料

目次

總括的事項

- 一 地方制度改正の根本方針は何か。
- 二 警察権をもつ知事の關係區域内に於ける被選挙権を制限せず、又その選挙運動を禁止しないこととすれば、選挙の公正を害することとなりはしないか。
- 三 地方制度改正は新憲法施行後において全くあらたなる観点より行ふべきものとするか。
- 四 今次地方制度の改正案は、現行憲法の下における改正であるために現行憲法にも副はす新憲法の精神から言つても不十分であり爲に不徹底な改正に終つてゐると思ふがどうか。
- 五 府縣の廢合を行ふ考へはないか。
- 六 大阪に都制を施行する考へはないか。
- 七 特別市制の實施に對する所見はどうか。
- 八 地方事務所は直に廢止すべきものとするか。
- 九 市町村長の公選に對する方針如何。
- 十 市町村の合併及び分離に對する方針はどうか。

施行するのは適當ではないと考へるがどうか。

第二 地方團體の住民の權利義務に關する事項

- 一 地方團體の住民の選挙に參與する權利を特に規定した理由及びその意義は何か。
- 二 條例又は規則の制定請求權を認めたる理由及びその意義は何か。
- 三 地方團體の事務の監査の請求權を認めたる理由及びその意義は何か。
- 四 地方議會の解散請求權を認めたる理由及びその意義は何か。
- 五 地方團體の主要な職員について解職の請求權を認めたる理由及びその意義は何か。
- 六 地方團體の選挙人に對し直接参政の途を拓いたのは地方議會を輕視する思想と相通して代議政治を否定し、直接行動を誘發し民主政治の健全な發達を阻害する虞がないか。
- 七 選挙人に對する直接参政の途を拓いたのはよいがその實際の結果を考へると選挙權の弊を誘發し收拾のつかないことになりはしないか。
- 八 公民權及び名譽職の制度を廢止した理由は何か。
- 九 公民權及び名譽職の制度を廢止するのは地方民の多年慣習せる自治の根本を破壞し延いては憲法草案第八

- 十一 地方團體とその職員組合との團體協約はいかなる程度に認めるか。
 - 十二 公民の職員組合結成に對する内務省の方針はどうか。
 - 十三 府縣知事の公選に伴ひ道府廳を設置すべきではないか。
- #### 第一 地方團體の區域に關する事項
- 一 地方團體の廢置分合及び區域の變更に關する處分について、關係ある市町村會等の議決を経ることを必要とした理由は何か。
 - 二 憲法草案第九十條に定める地方團體の權能と現行制度に規定する地方團體の權能との間に何等か差異があるか。
 - 三 地方團體の區域の變更に關する處分については總て市町村會等の議決を経ることを必要とした結果市町村の合併等を愈々困難とならしめはしないか。
 - 四 北海道に府縣制を施行する理由は何か。
 - 五 現行の北海道會法及び北海道地方政法と府縣制との間にどんな差異があるのか。
 - 六 北海道を數府縣に分割する考へはないか。
 - 七 北海道に府縣制を施行する結果これにどんな變革を及ぼすこととなるか。
 - 八 北海道の特殊事情に鑑みこれに府縣と同一の制度を

十八條にいふ地方自治の本旨にも反することになりはしないか。

- 十 公民權及び名譽職の制度の廢止は大都市等については兎も角町村については實情に即しないことになりはしないか。
- 十一 郡民又は市町村民の制度と公民との間に何か差異があるか。
- 十二 公民制度を廢止した結果郡の基本的性格に變異を生じたと考へてよいか。
- 十三 條例又は規則の制定請求その他の選挙人の請求の際の連署中に二重署名、無權利者の署名又は詐偽署名があつた場合にはいかに處置するか。

第三 地方議會の組織及び選挙に關する事項

- 一 議員の定數を減少し又はこれを増加する考へはないか。
- 二 議員定數の最高限を撤廢し、人口數に應じてこれを増加せしめることとしてどうか。
- 三 選挙權の年齢を引下げた理由は何か、被選挙權の年齢を選挙權の年齢と同じにしない理由は何か。
- 四 選挙權の年齢を十八歳に引き下げてはどうか。
- 五 選挙權の要件たる居住期間を六ヶ月に短縮した理由は何か。

の公務を擔當する権利を有し又これを擔當すべき法律上の義務を負ひ、正當の理由なくしてその義務に違反した場合には、公民権停止の處分を受ける點が異つてゐるに過ぎない。併し乍ら今日の實際より見て、敢て市町村民に對して法律上の義務として公務を擔任せしめる必要はなく、又實際に公民権停止の處分を課した實例も少ないので郡民や市町村民については、このやうな義務を負擔せしめなかつたのである。

問二ノ一二 公民制度を廢止した結果、郡の基本的性格に變更を生じたと考へてよいか。

答 郡公民の制度は東京都の基礎的地域團體としての性格に由来するものであるが、今回はこれを廢止しても郡の基礎的地域團體としての性格に變更を加へるまいから、郡の基本的性格に變更を來たすことはない。唯從來基礎的地方團體たる郡又は市町村の基本的構成要素であつた公民制度を一般的に廢止したのであるから、今後は基礎的地方團體と複合的又は内部的な地方團體との差異は地域的要素の點のみとなつたのであつて郡も従つてかやうな意味の基礎的地方團體となることになる譯である。

問二ノ一三 條例又は規則の制定請求その他の選舉人の請求の際の連署中に二重署名、無権利者の署名又は詐

偽署名があつた場合にはいかに處置するか。

答 條例又は規則の制定を請求する場合には請求書の格式を定め、その中に選舉人の氏名、住所、生年月日及び性別等を記載せしめ、これを市町村役場に提出して選舉人名簿と對照して選舉權の有無を審査させる考へであつて、この對照用として選舉人名簿の謄本を複製して證明には一々契印させる豫定であるから、これによつてその二重署名及び無権利者の署名は完全に防止することが出来るものと思ふ。ただ詐偽の署名があつた場合の處置に付てはこれを防止するために、特別に前則の規定を設けてゐる國もあるが、詐欺署名は刑法上文書偽造等を構成するものであるからこれによつて處罰することとし、特に新な刑を設けるかどうかは未だ全く経験がない事であるが、今後の實際の経験に徹した上で決して參りたいと存じてゐる。

第三 地方議會の組織及び選舉に關する事項

問三ノ一 議員の定數を減少し又はこれを増加する考へはないか。

答 地方議會の構成員が、餘りに多數に上るとは人材主義の見地から、又議員に對する社會的評價、議員の責任心、會議體としての機能等の上から適當と認め難いので、議員は餘りに多くない方が良いと云ふのが所

謂科學的の地方行政の論議のやうであり、現に米國の市政においてはこの見地から極端に市會の定員を減少してゐる。然るに、我が國の地方議會の如く執行機關たる地位を全然持たない純粹の議決機關である場合には、餘りに定數を減少することは參議の意思を十分反映しないと云ふ一面の缺陷も出て來るので、これらの點をかれこれ考へ合はせ、議員定數は、先づ現状を以て適當なもの考へ、特にこれを増減しないこととした次第である。

問三ノ二 議員定數の最高限度を撤廢し、人口數に應じてこれを増加せしめることとしてはどうか。(都一〇府縣五、市二三、町村一二)

答 地方議會の議員の定數を一定の率によつて、人口の増加に伴つて制限なく増加することになると、都市の人口の増加と共に議員の定數が多數に上り、際限のない結果となる虞がある。又一般に會議體の構成員が餘りに多數に上るとは、人材主義の見地から、また議員に對する社會的評價、議員の責任心、會議體としての機能等の上から適當と認め難いので、議員は餘りに多くない方がよいといふのが一般の輿論でもあると思はれるし、また近來の一般傾向のやうに考へる。而して戦災、疎開等により人口の集中が緩和された今日

においては、實際上も現在の制限でさして支障があると考へられない。以上の理由によつて議員定數の最高限度はこれを撤廢する考はない。

問三ノ三 選舉權の年齢を引下げた理由は何か。被選舉權の年齢を選舉權の年齢を同一にしない理由は何か。

答 最近の教育文化の普及向上、近來の青年の社會經濟的活動の實際等に徴し、また戦争中前線歸後を通じて各方面にきける純眞にして且熱烈な活動振りから考へて、成年に達した國民は國政參與の能力と責任觀念とにおいて些も缺くるところがないと認められるのみならず、又清新潑刺たる青年が政治に參與することは、政界の空氣を一新し國家の再興に寄與する所が頗る大きいと考へて、先般の衆議院議員選舉法の改正の際選舉權の年齢を二十年に引き下げたのであるが、地方公共團體についても、その事情は全く同様であるから、その選舉年齢をこれと同一の二十年に引き下げた譯である。しかしながら議員となり或は市町村長の公職に就いて、複雑多岐な公務に携り誤りなきを期せしむる爲には、相當の知識や學問や経験を必要とし、特殊の者は別として、一般に成年に達したといふだけでは未だ不充分と考へられるので、被選舉權の年齢は二十五年としたわけである。

見ても到底不可能であるから、地方當局に一應の審査権を興へることとして選挙事務執行に遺憾なきを期する所存である。この場合において有効に選挙者となつたものでも事實の審査により資格を失ふことあるべきは衆議院議員の場合と同様の取扱ひとした。

問 名簿脱漏に對する處置はどうか。

答 過般の衆議院議員總選挙に際し全国的に相當多数の名簿の脱漏を生じたことは實に遺憾の次第であつた。今回の名簿調製は戦争に起因する幾多の悪條件が累積したため生じたものであつて固より單に名簿調製義務者の怠慢のみに歸すべきものではないが、苟くもこれが爲、多数の有権者をして選挙權行使の機会を失はしめるに至つたことに對しては深く責任を痛感すべきは當然であるので、直ちに地方長官に對して遺憾を發して遺憾の意を表明すると共に、明かに怠慢と過誤ありと認められた者がありとすれば、その責任を違及してこれを處分することを命じ併せて將來における戒心と自重を促した次第である。これにより名簿の集團脱漏調製上明かに過失ありと認められた青森市等の場合においては、これが最高責任者たる市長以下に對し知事が過意金處分に附した事例がある。

他方政府としてはこの名簿の脱漏を補正する手段を講

じ、取り敢へず去る四月二十三日ポツダム勅令に基く内務省令を公布し、それ以後に行はれる再選挙等に際し臨時に名簿を調製して脱漏者を登録する途を拓いたのであるが、更に今回は根本的な補正手段を講じあらたに選挙人名簿を調製して、選挙人を正確適實に把握すると共に、複雑な名簿を纏めて一の基本名簿とし、今秋の地方議會の議員の總選挙その他の選挙に備へしめるため、別途衆議院議員選挙人名簿等の臨時特別に關する法律案を提案することとしてゐる次第である。

昭和二十二年十月十日印刷

(非賣品)

昭和二十二年十月廿五日發行

編纂所
發行所

内 務 省

改正地方制度資料 第2巻

発行 2011年9月25日 初版第1刷

発行者 高野義夫

発行所 株式会社 日本図書センター

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-8-2

電話 営業部 03(3947)9387 出版部 03(3945)6448

<http://www.nihontoshu.co.jp>

印刷所 株式会社 栄光

製本所 東和製本株式会社

ISBN978-4-284-50236-1 C3331 (第1回配本・全7巻)

ISBN978-4-284-50237-5 C3331 (第2巻)

2011. Printed in Japan.